

## 第16号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 概要

品川区児童相談所（以下、区児童相談所という。）の開設当初からの円滑な業務移行を図るため、東京都が一時保護した子どもを区で受託し対応するための協定を都区間で結び、区児童相談所が開設される令和6年10月1日に先行し、一時保護業務を開始する。

現在、職員の特殊勤務手当に関する条例および条例施行規則の一時保護業務手当の支給対象は「児童相談所に勤務する職員」とされており、他自治体児童相談所への派遣職員を対象に手当を支給しているが、令和6年4月1日から区児童相談所が開設されるまでの間、現行の対象職員に加え、上記一時保護業務に従事する職員に支給できるよう規定整備を行う。

#### 2 改正内容

一時保護業務手当の支給対象について、以下のとおり拡大する。

（改正前） 児童相談所に勤務する職員

（改正後） 児童相談課および児童相談所に勤務する職員

#### 3 施行日

令和6年4月1日

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>令和6年4月1日から同年9月30日までの間に</u>  <u>おける一時保護業務手当の支給については、第8</u>  <u>条第1項中「児童相談所」とあるのは、「児童相</u>  <u>談課および児童相談所」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p>

【参考】

(一時保護業務手当)

第8条 一時保護業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において規則で定める。